

有料職業紹介の返金制度について、各企業と締結している契約書より以下に抜粋

第7条（保証）

採用者が、当初の勤労日（第4条1項の場合は正規雇用契約に基づく勤労日をいい、第4条3項の場合は、初回の委託契約に基づく勤労日をいう。）から起算して3箇月未満に専ら当該採用者の責による解雇または一身上の都合で退職した場合は、乙は第4条第1項又は第3項に基づき既に甲から受領した当該採用者についての報酬の次の期間に対する割合分を退職した日の属する月の翌月末までに甲に返還する。

1 箇月未満	・・・	第4条算出額の	80%
1 箇月以上3 箇月未満	・・・	同	50%

但し、その名目上もしくは形式上の理由に関わらず、退職等が、甲の内定者に対する処遇、その他の労働条件が就労時の労働契約の内容と実際には著しく異なることに起因する場合、または、甲の採用者に対する法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

- 2 前項の返金は、候補者が、委託契約に基づき甲に就労した場合は、生じないものとする。